

震災復興本部等の令和3年度以降のあり方について

1 目的

「震災復興計画」が今年度末で終期を迎え、令和3年度以降の復興に関する取組は「新・宮城の将来ビジョン」に基づいて実施されることを踏まえ、震災復興本部等の令和3年度以降のあり方について検討を進めるもの。

2 経緯

- R2. 6. 5 被災者生活支援実施本部会議
→当該本部の令和3年度以降のあり方についての検討を進める旨を承認
- R2. 6. 15 震災復興本部会議
→上記の検討を進める旨を報告
- R2. 7. 9 震災復興本部長名で各本部，検討部会事務局宛て通知発出
→各本部，検討部会に令和3年度以降のあり方についての検討を依頼
- R2. 7. 28～8. 7 各部局主管課及び部内関係各課へのヒアリング実施
- R2. 8. 21～9. 3 全庁に意見照会（文書）
- R2. 9. 16 被災者生活支援実施本部会議
→これまでの検討の経過及び中間案について報告及び意見交換
- R2. 10. 30 震災復興本部会議
→これまでの検討の経過及び中間案について報告及び意見交換

3 各本部等の令和3年度以降の方向性について（案）

	名称	所管	方向性	理由
①	宮城県震災復興本部	震災復興推進課	存続	復旧・復興事業が今後も継続することから、現状維持。
②	被災者生活支援実施本部	震災復興推進課	縮小 (部会へ)	引き続き取り組むべき課題があるものの、事業数や事業規模が縮小されてきていることを踏まえ、組織を縮小する。 (詳細は【資料4-2】【資料4-3】を参照)
③	まちづくり・住宅整備推進本部	地域復興支援課	廃止	市町村も加えたより幅広い枠組みで、移転元地を含む低未利用地等の問題等を検討する必要があるため、別の会議体新設を検討中。 (詳細は【資料4-4】参照)
④	(仮称)東日本大震災メモリアルパーク検討部会	震災復興推進課	存続	国に要望している間は、庁内の連絡調整の受け皿として存続する必要があるため。
⑤	宮城野原地区広域防災拠点整備推進部会	都市計画課	存続	広域防災拠点の本格整備時期まで設置する必要があるため。
⑥	震災総括検証作業部会	震災復興推進課	存続	東日本大震災復興検証事業が令和3年度まで継続予定であるため。

4 今後の予定

- R2. 11月～12月頃 最終案について全庁に文書照会
- R3. 1月頃 被災者生活支援実施本部会議
→最終案について決議
- R3. 3月頃 震災復興本部会議
→被災者生活支援実施本部を含めた、令和3年度以降の震災復興本部の体制を決議